

関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1 輸出申告又は輸入申告の特例を適用するにあたり、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合を定めることとする。（関税法施行規則第7条の6及び第9条関係）
- 2 関税の免除を受けるための書類の提出先等について規定の整備を行うこととする。（関税定率法施行規則第6条の2及び第13条並びに関税暫定措置法施行規則第2条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。